

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第二百四十一号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目次

- ◆告示 肥料取締法による肥料の登録の有効期間の更新
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 食糧管理法施行規則に基づく米飯提供業者の登録
- ◆内訓甲 許可、認可、免許、登録等の事務の標準処理期限の一部改正

登録番号	肥料の名称	保証成分量		生産業者の住所及び氏名
		窒素量	りん酸量	
鳥取県第二五〇号	岩坪水稻複合肥料	五・五	八・〇	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 正 住
〃 第二五六号	中山水稻複合一号	八・五	一〇・〇	西伯郡中山町下甲二九〇 下中山農業協同組合 組合長理事 前 野 茂 住
〃 第三二〇号	七、五魚荒かす粉末	七・五	九・〇	倉吉市大塚一二九 川 本 常 敏

鳥取県告示第二百四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十八年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏、名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

山本 吉蔵 米子市上福原一、七五一 鳥医九七〇 昭和三十八年四月十三日

鳥取県告示第二百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）

年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十八年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
鳥取県立整肢学園	米子市上福原字北浜中開一、七五一ノ一	整形外科	鳥取県	昭和三十八年四月一日	甲
鳥取県立厚生病院	倉吉市越殿町一、四〇八	内科、小児科、外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、眼科、理学診療所	鳥取県	昭和三十八年四月一日	甲
鳥取生協病院第二事業場診療所	鳥取市川端一丁目四八	内科	鳥取勤労者医療生活協同組合	一月二十六日	乙の二
鳥取生協病院第一事業場診療所	古市	内科	鳥取勤労者医療生活協同組合	三月十二日	乙の二
谷口皮膚泌尿器科医院	倉吉市上井	皮膚泌尿器科	谷口 充	昭和三十七年十二月二十六日	乙の二
松田小児科	古市	小児科、内科	松田 昌逸	昭和三十八年四月一日	乙の二
伯耆酪農診療所	東伯郡東伯町字保	内科	伯耆酪農農業協同組合	一月二十六日	乙の二
足立医院	西伯郡淀江町西原五〇五	内科、放射線科	足立 央郎	四月九日	乙の二
白南町国民健康保険多里診療所	日野郡日南町萩原二五五ノ一	内科、外科	日南町	四月一日	乙の二

遠藤全快堂薬局 米子市茶町七二

遠藤 主税 二月十三日

鳥取県告示第二百四十四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十八年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
食振第一五二号	昭三八、四、二五	榎井 ヒデ 銀 川		東伯郡羽合町上浅津四の九八	住所に同じ
〃 第一五三号	〃	若木 愛蔵 若木 旅館		〃	〃
〃 第一五四号	〃	清水 弘子 水 月		〃	〃
				〃	〃
				〃	〃

内 訓 甲

内訓甲第六号

本 庁 内 部 局  
甲 類 附 属 機 関  
地 方 機 関

許可、認可、免許、登録等の事務の標準処理期限(昭和三十八年二月内訓甲第四号)の一部を次のように改正し、昭和三十八年五月一日から適用する。

昭和三十八年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 整理番号40の項中「農政企画課」を「農業経済課」に改める。
- 整理番号73の項中処理欄の「〃」を「管理課」に改める。
- 整理番号74の項中「〃」を「管理課」に改める。
- 整理番号76の項中「都市計画課」を「都市計画課 土木出張所」に改める。
- 整理番号80の項中「道路課」を「道路課 土木出張所」に改める。
- 整理番号82の項中「河港課」を「河港課 土木出張所」に改める。